

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和6年2月8日付けの生活保護費返還金決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

本件審査請求の争点は、次のとおりである。

- 1 現在まで令和4年10月の保護費の精算がされていないこと。
- 2 介護保険料の精算にあたり対象月の10月、〇〇区で認定済の介護保険料1,960円は、〇〇事務所では証明できない。就労による収入の増減が計算されていない。
- 3 介護保険料の認定額と修正額は各月の保護費の計算の中で行われ、単独で計算されるものではない。また、保護費の計算額と支給額(振込額)は一致しなければならない。
- 4 令和4年10月分生活保護費の負担額の計算は、〇〇事務所ではできず、その負担額は0円である。

以上の争点により、処分庁の処分を取り消し、令和4年10月の保護費の精査を求める。

そして、〇〇事務所が認定額を修正しないことが原因であるから、本件処分は取り消すべきである。

また、〇〇区の保護廃止日は、同区から〇〇区への転居日である6月

13日から起算して4か月後に当たり、移管のための手続に4か月も要している。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 8月15日	諮問
令和7年 9月22日	審議（第104回第2部会）
令和7年 10月22日	審議（第105回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

##### (2) 収入の認定

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

### (3) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護運用事例集2017」（平成29年3月東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成、令和3年12月改訂。以下「運用事例集」という。）問7-19によれば、保護受給中に支給した介護保険料の還付金については、1・(2)の「その他の公の給付」として法63条の対象となるとされている。

### (4) 次官通知及び運用事例集の位置付け

次官通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

運用事例集は、法に定める事務を地方公共団体が執行するに当たっての解釈運用指針として合理的なものであると認められる。

## 2 本件処分についての検討

次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされており、運用事例集問7-19によれば、保護受給中の介護保険料の還付は、保護開始日の資力と認定されることになる。

これを本件についてみると、令和4年4月分から6月分までの間における本件還付金のうち本件過払部分は2,050円と認められ、請求人は、処分庁による保護開始日である同年10月13日以降、法63条に規定する資力があるにもかかわらず、保護を受けたことになるため、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において、保護の実施機関に対してその定める額を返還しなければならないことになる。

そして、支給済保護費の額（23,242円）は、2,050円を上回ることから、これと同額の保護費が返還対象となる。

以上によれば、本件処分は、上記1の法令等の規定に則ってなされたものと認められ、これを違法、不当と評価することはできない。

## 3 請求人の主張についての検討

請求人は、現在まで令和4年10月の保護費の精算がされておらず、

保護費に違算があることから、保護費の精査及び本件処分の取消しを求めている。

しかし、処分庁は、〇〇区からの移管の際に引き継がれた資料等を踏まえ、本件過払部分が収入認定の対象となるものと判断して本件処分を行ったものであり、かつ、保護費に違算があることも認められないことから、同処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のことから、請求人の主張には理由がない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己